

青木村農業者応援給付金交付要綱

令和2年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、本村における新型コロナウイルス感染症の影響により、農業経営に支障をきたしている販売農家に対し営農継続の支援をし、将来の農業生産を支えることを目的とし、営農継続に必要な経費の一部を給付金（以下「給付金」という。）として交付する。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 個人にあつては村内に住所（令和2年6月1日時点で住民基本台帳に登録された住所）を有する者、法人等にあつては令和2年6月1日時点で村内に主たる事業所を有する者とする。
- (2) 令和元年中に農業収入があり、令和元年分農業所得を含む確定申告（所得税）または住民税申告のいずれかを行っている者。
- (3) 給付金の交付申請の時点で、営農を行っている者。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむを得ず休業している者を除くものとする。
- (4) 今後も継続して営農を行う予定である者。

(給付金額)

第3条 給付金額は、交付対象者1件あたり30,000円とし、1回限りの交付とする。

(給付金の申請手続き等)

第4条 交付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、青木村農業者応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）を村長に提出し申請するものとする。

2 前項の給付に係る申請期限は、令和2年10月30日までとする。ただし、村長が特に事情があると認めた場合は、この限りではない。

(給付金の交付)

第5条 村長は、前条の交付申請があつた者について審査し、交付が適当であると認めたときは、当該給付金交付申請書兼請求書を受理した日から30日以内に給付金を交付するものとする。ただし、審査等のため、特に時間を要する

ときはこの限りでない。

(給付金の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正な手段により給付金を受給した者が判明したときは、その者に既に支給した給付金の返還を命ずることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。